

広労発基0702第2号
令和6年7月2日

関係団体の長 殿

広島労働局長
(公印省略)

令和6年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」重点取組期間中の対策の徹底について（要請）

平素より労働行政の推進につきまして、御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、政府においては、令和5年4月28日に成立した気候変動適応改正法に基づく熱中症対策実行計画を同年5月30日に閣議決定し、中期的な目標として、令和12（2030）年までに熱中症による死亡者数を現状（※令和4年（概数）における全国の5年移動平均死亡者数1,295名）から半減することを目指すこととしております。

広島労働局においても、『令和6年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱』に基づき、熱中症リスクがある全ての事業場を対象に「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を展開中ですが、7月はその「重点取組期間」となっております。

気象庁の本年夏の天候見通しによると、6～8月の西日本は平年並みか高いとされており、さらに、毎年7月から熱中症の増加傾向が顕著になることを踏まえ、貴団体会員事業場において、下記1の「重点取組期間」中の取組を徹底されるよう要請いたします。

なお、重点取組期間中の取組の詳細については、下記2の当局ウェブサイトに掲載しておりますので、貴団体におかれましても、本キャンペーンの趣旨を御理解の上、傘下団体および会員事業場等に対し、その周知を図っていただきますとともに、熱中症予防対策が適切に行われますよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

記

1 重点取組期間中の取組

- ①「キャンペーン準備期間に検討した設備対策について、暑さ指数（WBGT）の低減効果を再確認し、必要に応じて追加対策を行うこと」
- ②「労働者の食事や睡眠等の健康情報や暑熱順化の不足等について、作業開始前に確認するとともに、巡視の頻度を増やすこと」
- ③「熱中症リスクが高まっていることを含め、重点的な教育を行うこと」
- ④「労働者に異常を認めたときは、躊躇なく救急隊を要請すること」

2 広島労働局ウェブサイト

広島労働局ウェブサイト
「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」
～7月は重点取組期間です！～

HP : https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudoukijun_keiyaku/roudoukijun_keiyaku_00005.html#index_12



リーフレット : <https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/content/contents/001861094.pdf>

